

## 別表

### B E L S 評価料金

#### ■一戸建ての住宅（併用住宅の住戸部分を含む）

単位：円（税込）

1	標準（下記に示すもの以外）	36,000
2	木造以外の構造（部分型式性能認定書を添付する場合を除く）	46,000
3	他制度で既に審査又は評価がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準及び一次エネルギー消費量性能基準の審査を省略できると判断した場合	7,000
4	他制度で既に審査又は評価がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準の審査を省略できると判断した場合	20,000

※変更審査料金（前回の評価をセンターが行っている場合に限る）は、18,000円とする。

但し、変更内容が評価に影響のない記載事項の場合は、7,000円とする。

#### ■共同住宅等

単位：円／棟（税込）

住戸数	基本料金（※⑤⑥⑦）
4住戸以下	$80,000 + 5,000 \times M$
5住戸以上	$100,000 + 5,000 \times M$

※共用部の評価を行う場合は、表により算出した額に80,000円を加算する。

※Mは総住戸数を示す。

※基本料金にかかわらず、次のいずれかによる場合は、それぞれ定める額とする。

①他制度で既に審査、評価又は判定がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準及び一次エネルギー消費量性能基準の審査を省略できると判断した場合　：7,000円×M

②他制度で既に審査、評価又は判定がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準の審査を省略できると判断した場合　：12,000円×M

※変更審査料金（前回の評価をセンターが行っている場合に限る）は、13,000円×変更する住戸数とする。但し、変更内容が評価に影響のない記載事項の場合は、7,000円×変更する住戸数とする。また、変更料金は、変更後の建築物を新規で受付けた場合における評価料金の額を上限とする